

ツキノワグマの保護・管理に資する国交付金の確保について

奈良県における取組

【担当省庁】 環 境 省



令和7年度予算において、指定管理鳥獣対策事業交付金(クマ類総合対策事業)を創設いただいたことに心より感謝。

現状と課題(背景・要望する理由等)

- 紀伊半島のツキノワグマ個体群は、環境省レッドリストにおいて「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。また、鳥獣保護管理法施行規則により、H6年11月から狩猟が禁止されている。
- 奈良県では、奈良県版レッドデータブックにおいて「絶滅寸前種」に位置づけ、奈良県ツキノワグマ保護管理計画(以下「保護管理計画」という。)に基づき、保護管理重点地域(五條市、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)を設定している。
- 一方、奈良県の南部地域においては、ツキノワグマの生息域が人間の生活・生産活動の場と一部で重複することから、人間とツキノワグマとの摩擦が生じている。
- 出沒が増加傾向で、近年、集落周辺において年間数十件の目撃情報(R6年度はピーク(R4)の倍)があり、最も心配な人身被害が東吉野村においてR3年度に1件、R6年度に十津川村で1件発生している。県では人身被害の恐れのある場合は、保護管理計画に基づき有害捕獲(R1年度の6頭が最多)を行い、原則として学習放獣している。

※R1年度には、H27年8月に野迫川村において学習放獣した個体が再出沒し、R1年9月に有害捕獲されたため、また、人身被害がR6年4月に発生した集落で、6～7月に頻繁(計4回)な出沒があったため有害捕獲した個体について、県、市町村、猟友会等が協議の上、安楽死とした。

○目撃情報の推移

(単位: 頭)

H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (1月末)
14	68	53	20	70	58	140



- 奈良県では、このような状況を重く捉え、ツキノワグマによる人身被害を未然防止する危機管理のあり方を検討する必要があると考えており、検討を進めるには保護・管理の基準となる生息数の把握が重要な要素となる。生息数は、環境省が、H10年度に紀伊半島を対象に調査され、H20年度には奈良県域を対象に調査されたが、その後実施されていない。このため、R6年度に、三重県、和歌山県と連携し、「クマ類の出沒に対応する体制構築事業(環境省)」や県単独事業により、紀伊半島を対象に生息数の調査を行った。

また、人身被害防止のため、電気柵の設置等への補助や集落周辺へ頻繁に出沒があった場合、環境診断を行い、出沒対策を検討、指導するための専門家派遣の出沒対策を県単独事業により行っている。

- R7年度においては、クマ類が指定管理鳥獣に指定されたことで創設された「指定管理鳥獣対策事業交付金(クマ類総合対策事業)(環境省)」を活用し、R6年度事業を継続するとともに、学習放獣するツキノワグマにGPS首輪を装着、その動向を把握する事業を新たに創設するなど、人身被害防止の取組を強化することとしている。

国にお願いすること

- ツキノワグマの保護管理と人身被害を防止する危機管理など、新たな共存のあり方検討や出沒対策を進めるには継続した取組が必要である。
- 「指定管理鳥獣対策事業交付金(クマ類総合対策事業)」について、今後においても継続して、かつ十分な予算の確保をお願いいたします。



十津川村 (カメラトラップ調査)



上北山村 (学習放獣)

【県担当部局】 食農部農業水産振興課